

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第14号

新潟市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市保健所条例施行規則（平成7年新潟市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を削り、同表中「2 歯科処置」を「歯科処置」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用する者について適用し、同日前に利用した者については、なお従前の例による。